

## ○小牧市違反簡易広告物除却活動制度要綱

平成 19 年 4 月 1 日

18 小都第 720 号

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、道路上の違反広告物をなくすため、屋外広告物法(昭和 24 年法律第 189 号。以下「法」という。)第 7 条第 4 項の規定に基づき、愛知県屋外広告物条例(昭和 39 年愛知県条例第 56 号。以下「条例」という。)に違反している簡易広告物(以下「簡易広告物」という。)の除却を適当と認める活動団体等(以下「活動団体」という。)に委任して行うことにより、市民と行政が一体となって良好な地域景観の保護及び風致の維持を図ることを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 簡易広告物 法第 7 条第 4 項の規定による除却の対象となっている広告物のうち、同項に規定するはり紙、はり札等及び立看板等をいう。
- (2) 活動団体 次に掲げる要件を備える団体をいう。
  - ア 一定範囲の地域(以下「除却活動地域」という。)において、条例に違反している簡易広告物の除却(以下「簡易除却」という。)を定期的に実施することが適当であると認められる団体であること。
  - イ 3 名以上で構成する団体であること。

### (認定の申請)

第 3 条 活動団体の認定を受けようとするものは、違反簡易広告物除却活動団体認定申請書(様式第 1。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 違反簡易広告物除却活動員名簿(様式第 2)
- (2) 除却活動地域を示す地図
- (3) その他市長が必要と認める図書

### (認定書の交付等)

第 4 条 市長は、申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、活動団体として適当であると認めたときはその旨を通知、活動団体として適当でないと認めたときはその旨及びその理由を当該申請書を提出した者に通知するものとする。

- 2 活動団体の認定期間は、1 年以内とする。ただし、市長が適当と認める場合は、これを更新することができる。
- 3 活動団体が認定の更新を受けようとするときは、認定期間満了の日までに申請書を市長に提出しなければならない。
- 4 第 1 項の規定は、認定の更新について準用する。
- 5 活動団体の代表者は、活動団体が申請書又は添付書類の内容を変更するときは、違反簡

易広告物除却活動団体変更届出書(様式第3)を市長に提出し、その承認を受けなければならぬ。この場合においては、第1項の規定を準用する。

5 市長は、活動団体が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

(1) 活動員が3人未満になったとき。

(2) 活動団体としてふさわしくないと認める行為があったとき、その他活動団体として適当でなくなったと認めるとき。

(活動員)

第5条 活動団体として認定した団体の構成員は、市長の委任を受け、違反簡易広告物除却活動員(以下「活動員」という。)として簡易除却を行うものとする。

2 活動員は、市長が行う簡易広告物の除却に関する講習会を受講しなければならない。

3 市長は、活動員に身分証明書(様式第4)を交付することにより活動員の委任をするものとする。

4 委任の期間は、活動員が所属する活動団体の認定期間とする。

5 市長は、活動員が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に対する委任を取り消すことができる。

(1) 活動員から申し出があったとき。

(2) 活動員として適当でないと認める行為があったとき。

6 活動員は、活動団体が認定期間を満了したとき、又はその認定を取り消されたときは、その身分を失う。

7 活動員が前2項の規定によりその身分を失ったときは、第3項に規定する身分証明書を返却しなければならない。

(活動員等の遵守事項)

第6条 活動員は、前条に規定する権限を行使するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 活動員は簡易除却を必ず活動員2人以上で行うこと。

(2) 活動員は、身分証明書を携帯し、腕章等活動員であることが認識できるものを着用すること。

(3) 除却の対象及び方法は、小牧市違反簡易広告物等除却等実施要領(平成18年9月15日施行)の規定に従うこと。

(4) 関係法令及びこの要綱の規定を遵守するとともに、市長の指示に従うこと。

2 活動員は、簡易広告物を表示した者と争いを生じたときなど、問題が生じた場合は、簡易除却は行わず、速やかに市長に連絡しなければならない。

3 活動団体の代表者は、簡易除却を行った後、速やかに違反簡易広告物除却報告書(様式第5)を市長に提出しなければならない。

(市の責務)

第7条 市長は、活動団体の活動支援として、必要な物品を支給するものとする。

2 市長は、この要綱に基づく簡易除却の実施により一時保管された簡易広告物について、回収し、法に基づく保管及び処分等を行う。

(保険の加入)

第8条 市長は、活動員の除却活動に係る保険に加入する。ただし、活動員が除却活動に係る保険に別に加入している場合は、この限りではない。(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の小牧市違反簡易広告物除却活動制度要綱の規定に基づいて作成されている用紙（様式第3に限る。）は、改正前の小牧市違反簡易広告物除却活動制度要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

様式第1（第3条関係）

違反簡易広告物除却活動団体認定申請書

年　月　日

(宛先) 小牧市長

申請者 団 体 名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

代表者住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

小牧市違反簡易広告物除却活動制度要綱第3条及び第4条第3項の規定により、次のとおり違反簡易広告物除却活動団体として認定・認定の更新を申請します。

除却活動地域	地内
除却活動員数	人
除却物の一時保管場所	

添付書類

- 1 違反広告物除却活動員名簿（様式第2）
- 2 除却活動地域を示す地図（認定の更新を受けようとする場合であって、更新前と変更のないときは、不要）

※以下の欄は、記入しないでください。

第　号  
年　月　日

上記について認定します。

小牧市長

印

認定期間　　年　月　日から　　年　月　日まで

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 様式第2（第3条関係）

## 違反簡易広告物除却活動員名簿

団体名

番号	氏 名	住 所 又 は 勤 務 先 名 称
	生年月日	所属団体等の名称及び連絡先電話番号
1	印	小牧市
	年 月 日	Tel —
2	印	小牧市
	年 月 日	Tel —
3	印	小牧市
	年 月 日	Tel —
4	印	小牧市
	年 月 日	Tel —
5	印	小牧市
	年 月 日	Tel —
6	印	小牧市
	年 月 日	Tel —
7	印	小牧市
	年 月 日	Tel —
8	印	小牧市
	年 月 日	Tel —
9	印	小牧市
	年 月 日	Tel —
10	印	小牧市
	年 月 日	Tel —

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第3（第4条関係）

違反簡易広告物除却活動団体変更届出書

年　月　日

(宛先) 小牧市長

申請者 団 体 名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

代表者住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

小牧市違反簡易広告物除却活動制度要綱第4条第4項の規定に基づき、次  
とおり届け出ます。

区 分	変更前	変更後
1 変更内容		
2 変更理由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第4（第5条関係）

(表)

住 所	姓 名	No.
生年月日		身分証明書
<p>上記の者は、小牧市違反簡易広告物除却活動制度要綱に基づく活動員であることを証明する。</p>		
年 月 日		
有効年月日	年 月 日から	
	年 月 日まで	
小牧市長		印

(裏)

注意事項

- 1 事故やけがのないように、交通安全に心掛けること。
- 2 除却活動中に事故やトラブル等があったときは、現場での処理は行わず、速やかに市長に連絡すること。
- 3 除却活動を実施するときは、身分証明書を携帯し、腕章を着用すること。
- 4 活動員でなくなったときは、身分証明書及び腕章を市長に返却すること。

連絡先 小牧市 電話 ( )

備考 用紙の大きさは、縦55ミリメートル、横91ミリメートルとする。

様式第5（第6条関係）

違反簡易広告物除却報告書

年　月　日

(あて先) 小牧市長

申請者 団体名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

代表者住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

下記のとおり違反簡易広告物を除却したので報告します。

記

1 活動日数 日

2 活動内容 別紙のとおり

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。